

涌谷町財政と病院経営 の状況について

令和3年10月27日

宮城県総務部市町村課



本日の説明内容

- 1 地方公営企業とは
- 2 一般会計等が負担すべき経費とは
- 3 地方交付税措置について
- 4 町財政と病院経営の状況(令和2年度決算から)
 - (1) 涌谷町の財政状況
 - (2) 涌谷町国民健康保険病院の経営状況
- 5 終わりに



1 地方公営企業とは

(1) 地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲 【法第2条】

【必須】 水道、工業用水道、交通、電気、ガス、**病院※**

【任意】 下水道、市場、港湾整備、観光施設、宅地造成など

※病院は財務規定のみ必須

(2) 地方公営企業の性格

【法第3条 経営の基本原則】

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

【法第17条の2第2項 経費の負担の原則】

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

地方公営企業は、サービス等の対価である料金収入で賄う「独立採算」が原則



2 一般会計等が負担すべき経費とは

【法第17条の2第1項 経費の負担の原則】

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(看護師養成事業、救急医療、保健衛生行政に要する経費)

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(へき地医療、高度・特殊医療、病院・診療所の建設改良に要する経費)

具体的には、総務省が繰出基準を定め、地方交付税で財政措置



繰出基準とは

毎年度、総務省が一般会計等から公営企業会計に繰り出すべき「繰出基準」を定め、その一部に「地方交付税措置」が講じられる仕組みとなっている。現在の「繰出基準」に定める病院事業の対象経費は次のとおり。

1 病院の建設改良	10 小児医療
例 { (繰出基準) 元利償還金の1/2	11 救急医療の確保
(交付税措置) 元利償還金の1/4	12 高度医療
2 へき地医療の確保	13 公立病院附属看護師養成所の運営
3 不採算地区病院の運営	14 院内保育所の運営
4 不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持	15 公立病院附属診療所の運営
5 結核医療	16 保健衛生行政事務
6 精神医療	17 経営基盤強化対策
7 感染症医療	(医師・看護師研修、共済追加費用、公立病院改革、医師確保対策など)
8 リハビリテーション医療	
9 周産期医療	



3 地方交付税措置について

◆地方交付税とは

- ・地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもの
- ・所得税、法人税、消費税、酒税の一定割合※と地方法人税の全額を、国が一定の基準により地方公共団体に配分

※一定割合とは	
所得税の33.1%	法人税の33.1%
消費税の19.5%	酒税の50.0%

◆地方交付税の種類

- ・普通交付税(地方交付税総額の94%)
標準的、画一的、普遍的、持続的 → 標準的な行政運営に対する財源保障
- ・特別交付税(地方交付税総額の6%)
地域的、特殊的、臨時的、一時的 → 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対する保障



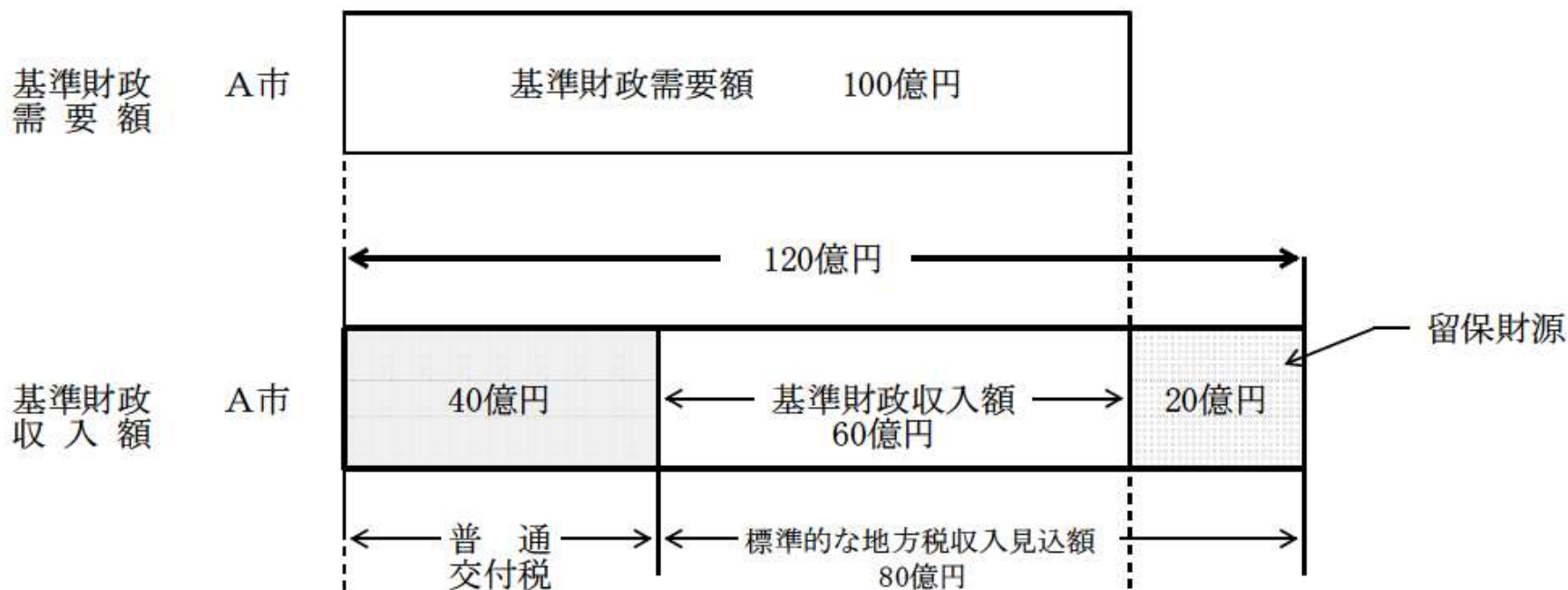
① 普通交付税の算定方法

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位(人口や面積、数量等) × 補正係数

基準財政収入額 = 標準的な税収入等 × 75% + 地方譲与税等

普通交付税の仕組み (イメージ=簡略版)



②特別交付税の算定方法

$$\text{特別交付税額} = \text{第1号} + \{\text{第2号} + (\text{第3号} - \text{第4号}) - \text{第5号}\} + \text{第6号}$$

第1号 特定項目

義務的性格が強いことや政策上の要請等により、市町村の財政事情等の如何に関わらず当該項目に係る額を確保する必要がある項目
(例)現年災、除排雪、不発弾など

第4号 減額項目(公営競技等)

他団体と比較して財政的に余裕があるとの観点から、超過支給額等に応じた減額措置を行っている項目
(例)公営競技、地域手当超過支給など

第2号 準特定項目

本来ならば普通交付税において算定すべき項目であるが、普通交付税の算定期間や算定方法の画一性から特別交付税で算定している項目
(例)市制生活保護、町村生活保護など

第5号 減額項目(財源超過額)

基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

第6号 普通交付税錯誤額

普通交付税の不交付団体に対しては、交付を受けた普通交付税の額が交付を受けべきであった額に満たない時は、措置年度の特別交付税から交付

第3号 一般項目

特定項目、準特定項目以外の一般的な項目

- ・ ルール項目 (例) 公立病院、高速道路等救急、地方バス路線維持、離島航路など
- ・ 調整項目 (例) 特殊土壌、交通安全対策、博物館など



病院事業に係る主な地方交付税措置

1 普通交付税(令和2年度)

区分	算定額
病床割	735千円×稼働病床数
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数+32,900千円
事業割	病院事業債の元利償還金の25% (元利償還金の1/2について、一般会計から繰出)

2 特別交付税(令和2年度) ※下記項目に応じて算定した合算額又は下記項目に対応する繰出見込額の合算額に0.8を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を措置。

		単価 (元年度単価)	
①不採算地区病院	許可病床数 100床未満	第1種	1,312千円×稼働病床数+23,700千円 (1,549千円)
		第2種	875千円×稼働病床数+15,800千円 (1,033千円)
	許可病床数 100床以上150床未満	第1種	1,549千円×調整後病床数(※1) (1,549千円)
		第2種	1,033千円×調整後病床数(※1) (1,033千円)
②不採算地区中核病院	第1種	1,549千円×調整後病床数(※2) (-)	
	第2種	1,033千円×調整後病床数(※2) (-)	
③結核病床		1,633千円	(1,633千円)
④精神病床		1,523千円	(1,523千円)
⑤リハビリテーション専門病院病床		310千円	(310千円)
⑥周産期医療病床	第1種	6,500千円	(5,305千円)
	第2種	5,200千円	(4,245千円)
	第3種	3,435千円	(2,805千円)
	第4種	2,750千円	(2,243千円)
⑦小児医療病床		1,575千円	(1,267千円)
⑧感染症病床		4,251千円	(4,251千円)
⑨小児救急医療提供病院(1病院当たり)		11,375千円	(9,144千円)
⑩救命救急センター(1センター当たり)		192,700千円	(154,906千円)

(※1)調整後病床数…補正後許可病床数(100-(許可病床数-100)×2)と稼働病床数の低い方

(※2)調整後病床数…補正後許可病床数(100-(許可病床数-100)×1/4)と稼働病床数の低い方

総務省資料より



涌谷町病院事業に関する地方交付税措置

① 普通交付税

国が定める一定のルールで算定された金額(理論値)が基準財政需要額に算入される。

【令和2年度算入額 …… 152,199千円①】

・病床割

@735千円 × 116床 = 85,273千円

・救急告示病院分

@1,697千円 × 3床 + 32,900千円 = 37,991千円

・病院事業債元利償還金分(H20～R1同意分)

20,364千円 × 25% = 5,190千円

・病院事業債元利償還金分(H13以前許可分)

59,360千円 × 40% = 23,745千円

計 152,199千円



涌谷町病院事業に関する地方交付税措置

②特別交付税

一般会計から病院事業会計に繰出しが行われた場合に、一定の算定ルールと実際の繰出額に応じて措置される。

【令和2年度措置額 …… 38,620千円②】

<不採算地区病院の運営>

・病院運営に要する経費(機能別病床数又は繰出実績額) 34,855千円

<救急医療の確保>

・災害時医療体制整備に要する経費(災害時物資備蓄) 109千円

<経営基盤強化対策>

・医師確保対策に要する経費(医師派遣受入) 2,849千円

・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 761千円

・公立病院改革の推進に要する経費 46千円

計 38,620千円



涌谷町病院事業に関する地方交付税措置

① 普通交付税

- ・基準財政需要額への算入額

病院事業分 152,199千円① / 全体※4,461,135千円 = 3.396%(A)

(臨時財政対策債分を含む)

- ・普通交付税額

全体※2,610,223千円 × 3,396%(A) = 89,052千円①'

※全体は、病院事業以外を含んだ涌谷町全体の基準財政需要額、普通交付税額

「普通交付税額」は、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」分を差し引いた金額となる。

② 特別交付税

- ・特別交付税額 38,620千円②

令和2年度の病院事業に係る分として交付された
地方交付税額(試算額)は、①' + ② = 127,672千円
 (基準財政需要額算入額ベースでは、① + ② = 190,819千円)



4 町財政と病院経営の状況について

(1) 涌谷町の財政状況(R2決算) ～財政力～

	涌谷町	県内町村 順位	県内町村 平均	県内市町村 平均
①標準財政規模(千円)	4,863,124	14/21	4,998,238	17,787,683

- ・標準税収入額に普通交付税(臨時財政対策債発行可能額を含む)を加算した額。
- ・地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもの。
- ・涌谷町は、県内21町村の中では、平均よりやや小さい規模にあると言える。

②財政力指数	0.40	10/21	0.53	0.56
--------	------	-------	------	------

- ・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値。
- ・この値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が増えることとなり、財源に余裕があると言える。
- ・涌谷町は、県内21町村の中での順位は中位であるが、値では県内平均を大きく下回っており、財政力は弱いと言える。



4 町財政と病院経営の状況について

(1) 涌谷町の財政状況(R2決算) ～財政構造～

	涌谷町	県内町村 順位	県内町村 平均	県内市町村 平均
③経常収支比率(%)	89.0	16/21	91.4	93.5

- ・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。
- ・人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の割合で、この値が高いほど、柔軟な財政運営が困難となる。
- ・涌谷町は、県内市町村の中で低い方に位置しており、比較的良好な状態にある。

④実質公債費比率(%)	9.2	4/21	6.3	6.1
-------------	-----	------	-----	-----

- ・標準財政規模に対し、地方債の返済やそれに準ずる償還負担等の大きさを示す指標。資金繰りの程度を示す指標とも言え、この値が高いほど、資金繰りは苦しくなる。
- ・この値が25%(地方財政健全化法の早期健全化基準)に達した場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決や県、国への報告が必要となる。
- ・涌谷町の近年の推移を見ると、H30:12.1 → R1:10.5 → R2:9.2 と改善傾向にあるが、県内の他団体と比べると、依然として高水準となっている。



4 町財政と病院経営の状況について

(1) 涌谷町の財政状況(R2決算) ～将来負担～

	涌谷町	県内町村 順位	県内町村 平均	県内市町村 平均
⑤地方債残高 ／標準財政規模(%)	132.7	15/21	152.0	160.7

- ・涌谷町のR2末の地方債残高は64.5億円(うち臨時財政対策債30.4億円)で、標準財政規模に占める割合は132.7%となっている。
- ・この水準は、県内の他団体と比べると低く、良好な方に位置している。

⑥将来負担比率(%)	40.1	6/21	23.7	23.7
------------	------	------	------	------

- ・標準財政規模に対し、地方公共団体の全会計のほか地方公社や出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を示す指標。
- ・一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言える。
- ・この値が350%(地方財政健全化法の早期健全化基準)に達した場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決や県、国への報告が必要となる。
- ・県内21町村のうち9団体が0%となっている中、涌谷町は純粋な将来負担が約17.0億円存在するため、平均を上回る比率となっている。



4 町財政と病院経営の状況について

(1) 涌谷町の財政状況(R2決算) ～財政余力～

	涌谷町	県内町村 順位	県内町村 平均	県内市町村 平均
⑦病院事業への繰出 ／標準財政規模(%)	8.2	5/15	6.5	6.2

- ・涌谷町が一般会計から病院事業会計に繰り出した金額は4.0億円で、標準財政規模に占める割合は8.2%となっている。
- ・この比率は、病院事業を抱える県内15町村の中で、5番目に高い水準となっている。

⑧財政調整基金残高 ／標準財政規模(%)	14.0	19/21	47.3	39.1
-------------------------	------	-------	------	------

- ・財政調整基金は、災害対応等の不測の事態に備えるとともに、年度間の不均衡を調整するために蓄えておくべき貯金で、一般的に標準財政規模に対して10～20%程度は必要と言われている(市町村は20%程度必要とも言われている)。
- ・涌谷町のR2末の財政調整基金残高は6.8億円で、前年度末の6.3億円からわずかに増加したものの、標準財政規模に占める割合は14.0%で、金額、比率ともに低い方から3番目となっている。



4 町財政と病院経営の状況について

(2) 涌谷町国保病院の経営状況(R2決算) ～収益性～

	涌谷町 国保病院	県内市町村 立病院順位	県内市町村 立病院平均	全国公立病院 平均(R1)※
①経常収支比率(%)	98.1	13/26	98.4	97.7
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経常的な活動における収益性を表し、<u>値が高いほど収益性が高い</u>と言える。 ・涌谷町国保病院は98.1%で、<u>ほぼ平均的な水準</u>となっているが、100%を下回っており、一般会計からの繰入金を入れてもなお費用が収益を上回っていることとなる。 				
②医業収支比率(%)	85.3	8/26	83.0	88.1
<ul style="list-style-type: none"> ・医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す指標で、<u>医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示すもの</u>。 ・涌谷町国保病院は85.3%で、<u>県内平均よりはやや高い比率となっているが、全国平均よりは低い水準</u>にある。 ・近年は上昇傾向にある(H30:78.2 → R1:82.8 → R2:85.3)が、90%を上回る水準を維持していたH25までと比べると、低い水準となっている。 				

※全国公立病院平均(R1)は、地方公営企業法を適用している全国の公立病院の令和元年度決算の平均値



4 町財政と病院経営の状況について

(2) 涌谷町国保病院の経営状況(R2決算) ～効率性～

	涌谷町 国保病院	県内市町村 立病院順位	県内市町村 立病院平均	全国公立病院 平均(R1)
③病床利用率(%)	78.5	4/26	68.1	73.5

- ・病院の施設が有効に活用されているか判断する指標。
- ・涌谷町国保病院の病床利用率は78.5%で、県内平均及び全国平均を上回る水準となっている。
- ・近年の推移では、上昇傾向となっている(H30:65.8% → R1:75.8% → R2:78.5%)。

④患者1人1日当たり 入院収入(円)	24,162	18/26	48,420	47,948
-----------------------	--------	-------	--------	--------

- ・涌谷町国保病院の患者1人1日当たりの「入院収入」は24,162円で、県内平均及び全国平均を大きく下回る水準となっている。
- ・病床利用率が高い一方で、入院診療単価が低い状態にあると言える。
- ・ちなみに、患者1人1日当たり「外来収入」は16,045円となっており、平均をやや上回る水準となっている。



4 町財政と病院経営の状況について

(2) 涌谷町国保病院の経営状況(R2決算) ～依存性～

	涌谷町 国保病院	県内市町村 立病院順位	県内市町村 立病院平均	全国公立病院 平均(R1)
⑤繰入金(収益勘定分) ／経常収益(%)	15.6	19/26	14.2	12.3

- ・経常収益のうち、一般会計等からの繰入金が占める割合を示す指標。
- ・この比率が高いほど、繰入金への依存度が高いと言える。
- ・涌谷町国保病院の収益勘定分の繰入額は3.1億円で、経常収益に占める場合が15.6%となっており、平均と比べると、やや高めの水準となっている。

⑥基準外繰入金 ／繰入金全体(%)	48.5	2/26	16.7	統計なし
----------------------	------	------	------	------

- ・一般会計等からの繰入金全体(収益勘定分＋資本勘定分)のうち、基準外繰入がどの程度の割合を占めているかを示す指標。
- ・基本的に基準外繰入には地方交付税措置がないことから、この比率が高いほど、繰出を行う側(一般会計等)の負担が重くなっていることになる。
- ・涌谷町国保病院の基準外繰入金は1.9億円で、繰入金全体4.0億円の48.5%を占めており、平均よりも大幅に高い水準となっている。



4 町財政と病院経営の状況について

(2) 涌谷町国保病院の経営状況(R2決算) ～債務性～

	涌谷町 国保病院	県内市町村 立病院順位	県内市町村 立病院平均	全国公立病院 平均(R1)
⑦不良債務(千円)	121,110	4/26	60,242	49,495

- ・流動負債(一時借入金を除く、未払金、前受金など)の額が、流動資産(現金預金、未収金、前払金など)の額を超えた部分を指す。資金不足を示す指標となる。
- ・涌谷町国保病院では、1.2億円ほどの不良債務が発生した。
- ・県内26病院の中で、不良債務が発生した病院は4病院(涌谷町国保病院はその1つ)。ほかには、みやぎ県南中核病院、登米市民病院、刈田総合病院で発生。

⑧企業債残高 ／経常収益(%)	35.5	13/17※	78.3	統計なし
--------------------	------	--------	------	------

- ・経常収益に対し、企業債残高の規模がどの程度あるかを示す指標。
- ・涌谷町国保病院の企業債残高は7.1億円で、経常収益に対し35.5%という比率となっており、県内平均と比べ、小さい規模となっている。
- ・なお、企業債残高のうち一部に対しては、将来の償還時に一般会計からの繰入が想定されるが(一般会計には一部地方交付税措置あり)、残りの一部に対しては、独自に財源の捻出が必要となる。

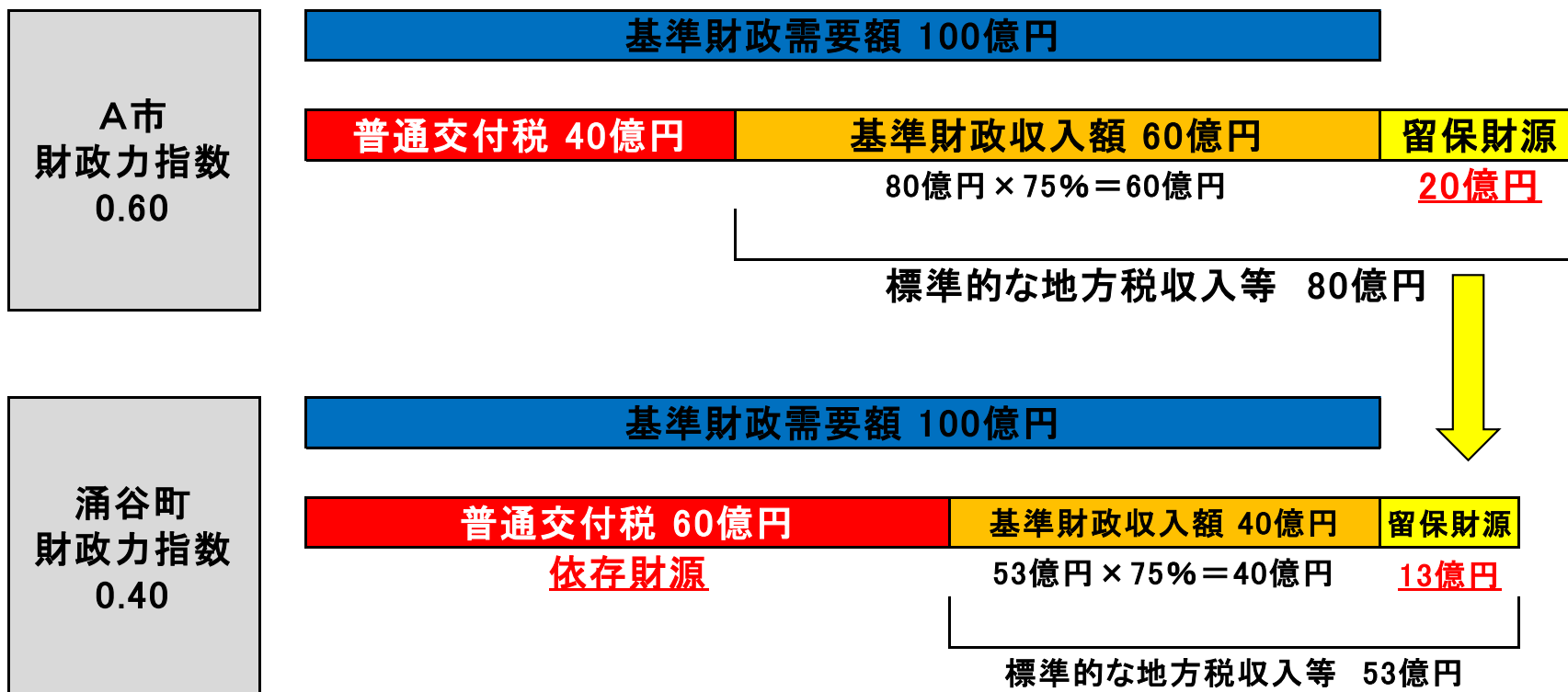
※順位は、病院単位ではなく事業単位の順位(市町村内に複数の病院がある場合は1カウント)



5 終わりに

(1) 町財政運営の視点から

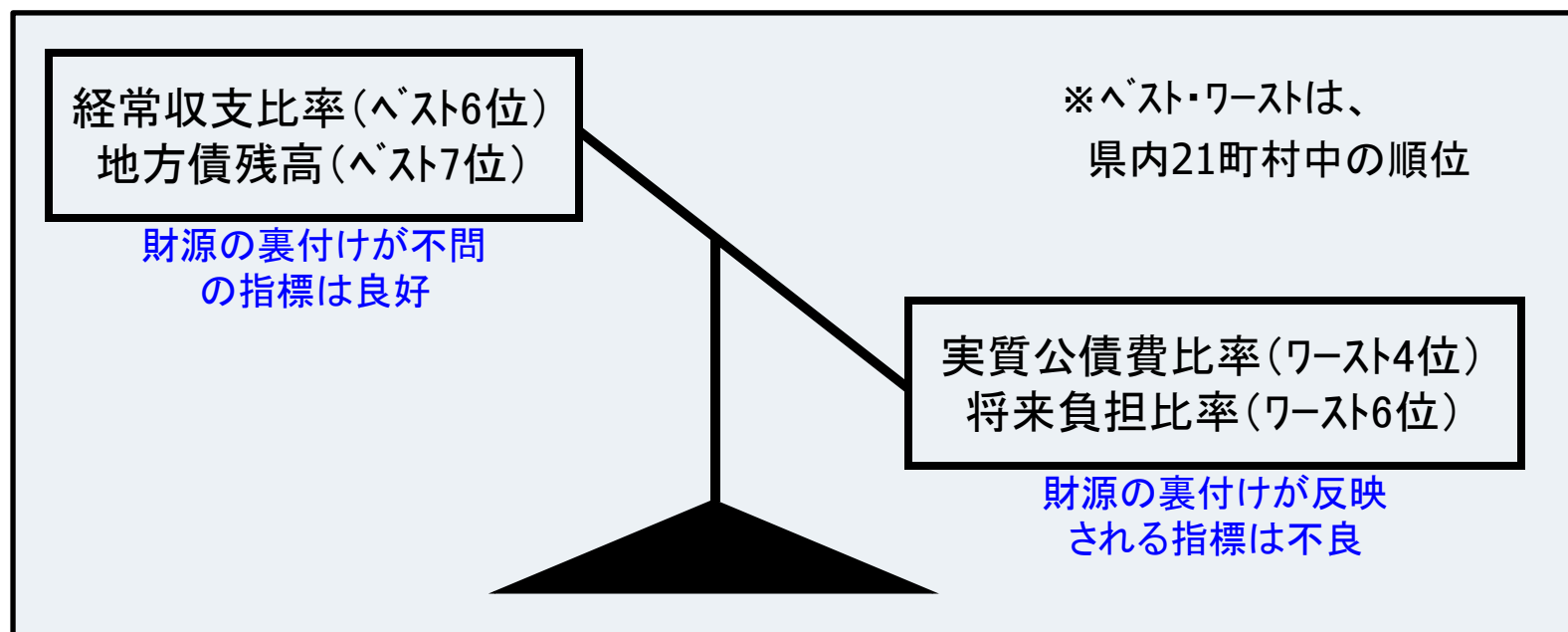
① 涌谷町は、自主財源(税収)が乏しく、留保財源が得られにくい構造 ⇒ 依存財源に頼らざるを得ない状況



5 終わりに

(1) 町財政運営の視点から

- ② 涌谷町は、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が高めの水準にあり、**将来負担がやや懸念される状況**



🏠 将来の財源を見据えた財政運営が必要



5 終わりに

■繰出額と地方交付税算定額の関係

(単位:千円)

	繰出額 (R2) A	普交:基準財政需要額算入額 特交:措置額		普交:措置額(試算額) 特交:措置額	
		算定額 B	持出額 A-B	算定額 C	持出額 A-C
基準内繰出	204,320	190,819	13,501	127,672	76,648
基準外繰出	192,792	0	192,792	0	192,792
計	397,112	190,819	206,293	127,672	269,440

■涌谷町財政再建計画上の病院事業への繰出金の推移

(単位:千円)

	R1	R2	R3	R4	R5
繰出金 計画額	243,894	226,004	227,375	209,805	197,496
うち基準外繰出	0	0	0	-18,326	-31,201
繰出金 実績額	257,802	397,112	可能な限り基準外繰出を減らし、 一般会計の負担を抑制		
うち基準外繰出	13,908	192,792			



5 終わりに

(1) 町財政運営の視点から

③ 涌谷町は、災害対応等の不測の事態への備えや、年度間の財源調整に必要な財政調整基金は少ない水準

🏠 財政再建計画に定める取組継続による基金増が必要

■ 涌谷町財政再建計画上の財政調整基金の残高推移

	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末
計画額(億円)	6.1	6.6	7.0	7.9	8.8
対標準財政規模(%)	13.0	13.6	14.4	16.2	18.1
実績額(億円)	6.3	6.8	歳入確保・歳出削減に向けた取組を継続することで、基金残高を増やす		
対標準財政規模(%)	13.3	14.0			



5 終わりに

(2) 病院経営の視点から

① 類似病院との比較(R1決算)

	涌谷町国保病院	公立高畠病院
設立団体	涌谷町(全部適用)	高畠町(全部適用)
人口	16,701人	23,882人
財政力指数	0.39	0.40
標準財政規模	4,691,473千円	6,704,018千円
病床数	一般80床、療養41床	一般89床、療養41床
医業収益(医業収支比率)	1,644,523千円(82.8%)	2,230,281千円(96.1%)
医業費用	1,985,808千円	2,319,864千円
医師数、病床利用率	7人、75.8%	10人、95.1%
平均在院日数(一般病床)	20.5日	13.4日
患者1人1日当たり 診療収入	入院24,056円 外来14,661円	入院30,691円 外来 7,844円
繰出金 (うち基準外繰出)	257,802千円 (13,908 千円)	546,319千円 (42,857千円)



5 終わりに

(2) 病院経営の視点から

② 資金不足等解消計画の着実な遂行

涌谷町病院事業は、R1決算で地方財政法上の資金不足比率が10%以上(14.5%)となったことから、「資金不足等解消計画」を策定し、R3.2に以下の条件付きで起債許可を受けている。

【要約版】

- ・計画期間内(R11まで)に確実に資金不足を解消すること。
- ・取組や目標値については、更なる具体化を図るとともに、財政担当課と病院事業担当課が連携し、進捗管理を適切に実施し、計画の確実な達成に努めること。
- ・有識者会議において、随時進捗状況等の報告を行うとともに、助言内容等を次年度の計画に反映すること。
- ・計画が達成できない見込みとなった場合は、必要な見直しを行うとともに、病床削減や機能転換を含めた抜本的な改革の検討に速やかに着手すること。



5 終わりに

健全な町財政運営

- ・財政再建計画の推進は
（徹底した歳入確保・歳出削減、
財政調整基金の回復）
- ・将来の負担軽減は
（財源を見据えた財政運営）

効率的な病院経営

- ・医業収益を増やす又は
医業費用を抑える余地は
（基準外繰出に頼らない経営）
- ・資金不足の確実な解消は
（資金不足等解消計画の達成）

将来を見据えた真に求められる
病院機能・規模の見極め

👉 持続可能な町財政運営と病院経営の実現に向け、
町、病院関係者、住民が、必要な情報や認識を共有し、
涌谷町国民健康保険病院のあるべき姿について
検討を深めていくことが必要



ご清聴ありがとうございました。



私の1票じゃ
何も変わらないかも

でも、誰かが決めた
未来はイヤかも

10.31 日
午前 7:00
午後 8:00

第49回 衆議院議員総選挙

期日前投票・不在者投票は **10.20** - **10.30**
期日前投票は 午前 8:30
不在者投票は 午後 8:00

宮城県知事選挙
宮城県議会議員補欠選挙

期日前投票・不在者投票は **10.15** - **10.30**
期日前投票は 午前 8:30
不在者投票は 午後 8:00

一票が、輝く未来の 通じるへ
これからの 未来を決める その一票

※投票時間は、市区町村によって異なる場合がございます。

私は、選挙スルーしません。

